

事務事業評価表 平成23年度

政策 安心を感じる保健・医療・福祉の充実

施策 障がい者福祉の充実

基本事業 在宅福祉サービスの充実

事業名 **身体障害者訪問入浴サービス事業**

[0177]

部名	健康福祉部	事業開始年度	平成15年度	実施計画事業認定	対象
課名	福祉課	事業終了年度	- 年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果	
<p>対象</p> <p>(誰、何に対して事業を行うのか) 重度の肢体不自由障がい者</p>	<p>手段</p> <p>(事務事業の内容、やり方、手段) 障がい等により自宅での入浴が困難な場合、申請に基づく利用決定を受けた者に対し、移動入浴車が自宅を訪問し、入浴サービスを提供する。</p>
<p>意図</p> <p>(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか) 身体の清潔を保持し、心身機能を維持することで日常生活を充実かつ過ごしやすいことができる。</p>	

事業量・コスト指標の推移						
区分		単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度当初
対象指標1	重度の肢体不自由障がい者数(4月1日)	人	1,311	1,333	1,328	1,333
対象指標2						
活動指標1	委託事業者数	ヶ所	2	2	2	2
活動指標2						
成果指標1	訪問入浴サービス利用者数	人	4	4	5	5
成果指標2	訪問入浴サービス延べ利用回数	回	195	191	320	348
単位コスト指標						
事業費計(A)		千円	2,473	2,423	4,043	4,200
正職員人件費(B)		千円	418	415	403	407
総事業費(A)+ (B)		千円	2,891	2,838	4,446	4,607

費用内訳	
22年度	委託料 4,043千円

事業を取り巻く環境変化

事業開始背景	訪問入浴サービス事業は、身体障害者デイサービス事業の一環として実施していた。しかしデイサービス事業が平成15年4月より支援費サービスに移行し、訪問入浴のみ別の単独事業として残ったため、平成15年より当該事業を開始した。	事業を取り巻く環境変化	18年4月から、制度改正により自立支援法になったが、事業は継続して行っている。
--------	---	-------------	---

22年度の実績による事業課の評価（7月時点）

(1)税金を使って達成する目的(対象と意図)ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？

義務的事務事業
 妥当である
 妥当性が低い

理由・根拠は？

自立支援法のデイサービス事業を利用することができない在宅の重度身体障がい者に対し、日常生活の一部である入浴行為をサポートすることは妥当である。

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか？

貢献度大きい
 貢献度ふつう
 貢献度小さい
 基礎的事務事業

理由・根拠は？

対象者は少ないものの在宅生活を支援している。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか？計画どおりに成果がでていない理由、でていない理由は何ですか？

あがっている
 どちらかといえばあがっている
 あがらない

理由・根拠は？

利用者数は少ないものの、定期的に利用されており、重度身体障害者の在宅生活を充実かつ過ごやすくしている。また、週1回の利用であった本事業を、平成22年度より夏期においては週2回まで可能としたことにより、利用者の在宅生活をより支援できていると考えられる。

(4)成果が向上する余地(可能性)は、ありますか？その理由は何ですか？

成果向上余地 大
 成果向上余地 中
 成果向上余地 小・なし

理由・根拠は？

今後対象者数が増加することがあれば成果も向上する。

(5)現状の成果を落とさずにコスト(予算+所要時間)を削減する新たな方法はありませんか？(受益者負担含む)

ある
 ない

理由・根拠は？

委託単価が決められているためコストは削減は難しい。